

○近畿地方整備局告示第131号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成25年 4月24日

近畿地方整備局長 谷本 光司

第1 起業者の名称 和歌山県

第2 事業の種類 県営広域営農団地農道整備事業きのかわさがん紀の川左岸地区（和歌山県橋本市西畑字桜尾地内から同市南馬場字腰細地内まで、同市南馬場字西立石地内から同市学文路字岡ノ峰地内まで及び同県伊都郡九度山町大字九度山字北高地内から同町大字九度山字西福地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 わかやま はしもと にしはた さくらお なかつ みなみ ば ば ひら お和歌山県橋本市西畑字桜尾及び字中津、南馬場字平尾、  
こしほそ にしたていし かむろ しもどい みずきだに おかのみね字腰細及び字西立石並びに学文路字下土居、字水木谷及び字岡ノ峰地内  
わかやま いと くどやま くどやま きただか ひがしやま にしふく和歌山県伊都郡九度山町大字九度山字北高、字東山及び字西福地内

2 使用の部分 わかやま はしもと にしはた なかつ みなみ ば ば ひら お こしほそ和歌山県橋本市西畑字中津、南馬場字平尾、字腰細及  
にしたていし かむろ しもどい みずきだに おかのみねび字西立石並びに学文路字下土居、字水木谷及び字岡ノ峰地内  
わかやま いと くどやま くどやま きただか ひがしやま にしふく和歌山県伊都郡九度山町大字九度山字北高、字東山及び字西福地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県橋本市清水字三ツ池地内から同県伊都郡九度山町大字九度山字南高地内までの延長4,866mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県営広域営農団地農道整備事業紀の川左岸地区」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する農業用道路の新設事業であり、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、土地改良法第3条第1項第1号に規定される土地改良事業の参加資格を有する者が同法第85条第1項の規定に基づき都道府県知事に申請する都道府県営土地改良事業であり、同法第87条第1項の規定に基づき和歌山県知事が当該申請に係る土地改良事業計画を定めたもので、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

県営広域営農団地農道紀の川左岸地区（以下「本路線」という。）は、一級河川紀の川左岸側において和歌山県橋本市清水地内を起点とし、同県伊都郡九度山町を経て同郡かつらぎ町大字西渋田地内を終点とする延長約18kmの基幹的農道として計画されたものである。

和歌山県の農業は、農業産出額の品目別都道府県順位で、かき、うめが全国第1位、みかんが第2位、もも、すもも、キウイフルーツが第3位と果実類が特に強く、農業算出額の構成は果実の構成比が半分

以上を占めているといった特色ある農業を行っている。また、産業別就業者数の総数に対して農業就業者数が占める割合は全国の2倍以上、近畿地方の4倍以上と高くなっており、県内の産業の中でも農業は重要な位置づけにある。

本路線の存する和歌山県北東部に位置する橋本市及び伊都郡九度山町は、果樹農業が主力となっている地域であり、みかん等の柑橘類や、もも、すもも、キウイフルーツなど多品目が生産され、特に和歌山県が全国一の産出額を誇るかきについては、橋本市と九度山町の合計で県全体の約3割を毎年生産している等、全国レベルでの競争力を備えた果樹農業が盛んな地域として、県内の農業の牽引的役割を担っている。

橋本市及び九度山町の一級河川紀の川の左岸側に位置する面積988ヘクタールの生産地（以下「受益地」という。）では、営農にかかる交通や、受益地周辺の農業集落から市役所や医療施設など公共施設が立地する橋本市市街地等への生活交通の他、緊急及び救急車両の通行などに丘陵地帯を南北に走る県道、市道及び町道等を利用しているが、これらの道路は最小車道幅員が1.5mから3.5mと道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定される1車線道路の車道幅員4mに満たない狭小区間が相当あることに加え、丘陵地帯のすそ野付近に沿って走る南海電気鉄道株式会社高野線により、平地部と丘陵地帯が分断され、直近の集出荷場へ至るには幅員が狭小な踏切の通過を余儀なくされるなど、車両の円滑な通行に支障をきたしている。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された2車線の幹線道路が東西方向に整備され、丘陵地帯における南北道路が集約されることから、農業交通及び一般交通の通行の安全が確保される他、受益地内の農業用道路網の機能が向上することから、走行時間が短縮され、営農の効率化や走行経費の節減が図られる。また、各生産地の一体性が強化されることにより、広域的果樹団地の育成が可能となることや、営農の効率化により労働時間が短縮されることから農業者の営農意欲の向上につながるなど、農業の振興が促進される。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物は見受けられない。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、受益地内の農業道路網の機能向上を主な目的として、道路構造令による第3種第4級の規格に準拠して2車線の農業用道路を新設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、受益地の中央付近を通過するルート案（以下「申請案」という。）のほか、山側を通過するルート案及び川側を通過するルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、住家の支障物件がなく農地の取得必要面積も最も少ないため、宅地及び農地の土地利用の面で地域に与える影響を最小限に抑えられること、工事の施工性に優れていること、事業費が最も廉価であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、丘陵地帯を南北に走る県道、市道及び町道等は幅員狭小区間が相当あり、車両の円滑な通行に支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線の市町の長をもって構成される紀の川左岸広域農道建設促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

### 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県橋本市役所及び同県伊都郡九度山町役場